

福祉局誠明学園会計年度任用職員募集要項（心理療法担当職員）

項 目	内 容
職名及び募集人数	心理療法担当職員 4名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	任用の日から令和9年3月31日まで ※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、<u>令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局誠明学園管理課（東京都青梅市新町3-72-1）
職務内容	児童自立支援施設入所児童に対する心理的ケア等 ① 入所児童に対する心理療法（カウンセリング等）の実施 ② 入所児童に対する生活場面での個別面接・ケアの実施 ③ 直接処遇職員への心理的な見地からの助言・指導（研修も含む） ④ 支援会議への参加（個別の児童自立支援計画に対する、心理的な側面からの支援内容の検討等）
応募資格 及び 求められる能力	以下のすべてに該当する者 ① 大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する。 ② 教育、医療、福祉機関等での臨床心理従事経験を有する。 ③ 児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の推進に熱意と行動力がある。 ④ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができる。 ⑤ 上司や同僚に適切に報告、連絡、相談ができる。 ⑥ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる。
勤務日数	月16日
勤務時間	A 勤務： 9時00分から17時45分まで A' 勤務：10時00分から18時45分まで B 勤務：12時30分から21時15分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	A 勤務の休憩時間：12時00分から13時00分まで A' 勤務の休憩時間：12時00分から13時00分まで B 勤務の休憩時間：17時00分から18時00分まで

休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、災害休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取り扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取り扱いとなります。
報酬額	月額 208,100円 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月） ※ 原則として毎月15日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、介護保険の適用あり ※ 各保険の適用要件を満たす場合
応募方法等	1 応募方法 以下の①②を下記申込先まで郵送又は電子メールにて送付してください。 ① 「会計年度任用職員申込書」（別添参照）に必要事項（健康状態等については「特記事項・自由意見」欄に記入してください。）を記入してください。 ② 大学の卒業証明書等、「求められる資格・能力」の②の要件を満たすことを証明するもの ※電子メール送信時の注意事項等 メールの件名は、「会計年度任用職員採用選考応募（心理療法担当職員）」としてください。申込書への正面顔写真貼付が難しい場合は、写真データをメールに直接添付しても構いません。メールでの申込みを確認し次第、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。 2 応募期限 随時募集 ※ 持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時まで受付 ※ 応募があり次第、順次選考を行い、<u>採用者数が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。</u> 3 選考方法 一次選考：書類選考 二次選考：面接 ※ 一次選考結果は、郵送にてお知らせします。 ※ 二次選考の日程は、一次選考結果とあわせてお知らせします。 ※ 選考結果に関する問い合わせには、一切対応できません。
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ

	る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
申込先 問合せ先	〒198-0024 東京都青梅市新町3-72-1 東京都立誠明学園管理課庶務担当 多賀 メールアドレス S1143201@section.metro.tokyo.jp 電話 0428-31-6146

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。